【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年２月８日
【会社名】	株式会社アベルコ
【英訳名】	AVELCO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 一成
【本店の所在の場所】	東京都足立区鹿浜三丁目３番３号
【電話番号】	03（3853）3391（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 永澤 正博
【最寄りの連絡場所】	東京都足立区鹿浜三丁目３番３号
【電話番号】	03（3853）3391（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 永澤 正博
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年10月１日開催の取締役会において、平成25年５月１日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社インテルグローを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成25年２月８日開催の取締役会において決議のうえ、株式会社インテルグローとの間で本株式交換に係る株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第５項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

（訂正前）

（１）本株式交換の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成23年７月31日現在）

商号	株式会社インテルグロー
本店の所在地	愛知県岡崎市竜美台二丁目８番地８
代表者の氏名	代表取締役社長 鋤柄 禎彰
資本金の額	72百万円
純資産の額	1,546百万円（単体）
総資産の額	4,492百万円（単体）
事業の内容	住宅設備機器・建築資材・配管資材の卸販売 外装・住宅外壁・住宅設備・外構・太陽光発電等の施工

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

事業年度	平成21年７月期	平成22年７月期	平成23年７月期
売上高（百万円）	9,131	7,445	7,726
営業利益（△は営業損失）（百万円）	12	△29	58
経常利益（百万円）	79	44	115
当期純利益（百万円）	45	22	28

③大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成24年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
インテルグロー従業員持株会	42.45
鋤柄 禎彰	16.77
鋤柄 茂	5.82
大澤 政史	5.81
伊藤 数雄	5.01

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

（２）本株式交換の目的

当社は、関東圏を中心に、各種タイル及びその関連商品、住宅関連の設備機器の販売並びにタイル工事、内装仕上げ工事、石工事、管工事、空調工事、衛生設備工事及びこれらに関連する事業を行っております。

株式会社インテルグローは、愛知県・静岡県・三重県にて住宅設備機器・配管資材・各種タイル・石材の販売及びタイル工事の施工、住設工事の施工管理を行っております。

人口減少社会に入ったわが国において、住宅関連市場は長期的に縮小が避けられない状況であります。このような厳しい環境下で、当社グループは、更なる飛躍のために、地域密着型の施工販売会社としての地位を確立するとともに、営業基盤の拡充を図っていくことが課題となっております。

本株式交換により株式会社インテルグローを完全子会社化することで、当社グループとインテルグローグループの営業地域が補完関係にあることを活かし、両グループの工事力や企画力について情報交換を行うとともに、双方が保有する販売チャネルの共有化などによる販売網の拡大に協力することにより、それぞれの収益性の向上を図り、更なる業容拡大、発展を目指してまいります。それらによりお客様の満足度向上を目指し、地域貢献を図ってまいります。

（３）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

①本株式交換の方法

当社及び株式会社インテルグローは、平成25年２月８日（予定）に本株式交換に関する株式交換契約を締結し、平成25年５月１日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社インテルグローを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを予定しております。

なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、株式会社インテルグローについては平成25年３月下旬開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成25年５月１日を効力発生日とする予定であります。

②本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

本臨時報告書提出日現在において、本株式交換に係る株式交換契約は締結されておらず、本株式交換の詳細については未定であります。

（４）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換の株式交換比率その他本株式交換に係る割当ての内容等の詳細については、今後、関係当事者間で協議の上決定いたします。

（５）本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アベルコ
本店の所在地	東京都足立区鹿浜三丁目３番３号
代表者の氏名	代表取締役社長 阿部 一成
資本金の額	現時点では未定です。
純資産の額	現時点では未定です。（連結）
総資産の額	現時点では未定です。（連結）
事業の内容	タイル・住宅設備機器・衛生設備機器・空調機器・管材・輸入石材の卸販売及び設計施工・工事請負

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以上

（訂正後）

（１）本株式交換の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成24年7月31日現在）

商号	株式会社インテルグロー
本店の所在地	愛知県岡崎市竜美台二丁目８番地８
代表者の氏名	代表取締役社長 鋤柄 禎彰
資本金の額	72百万円
純資産の額	1,573百万円（単体）
総資産の額	4,463百万円（単体）
事業の内容	住宅設備機器・建築資材・配管資材の卸販売 外装・住宅外壁・住宅設備・外構・太陽光発電等の施工

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単体）

事業年度	平成22年７月期	平成23年７月期	平成24年７月期
売上高（百万円）	7,445	7,726	8,397
営業利益（△は営業損失）（百万円）	△29	58	53
経常利益（百万円）	44	115	121
当期純利益（百万円）	22	28	44

③大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年１月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
インテルグロー従業員持株会	42.45
鋤柄 禎彰	16.77
鋤柄 茂	5.82
大澤 政史	5.81
伊藤 数雄	5.01

④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

（２）本株式交換の目的

当社は、関東圏を中心に、各種タイル及びその関連商品、住宅関連の設備機器の販売並びにタイル工事、内装仕上げ工事、石工事、管工事、空調工事、衛生設備工事及びこれらに関連する事業を行っております。

株式会社インテルグローは、愛知県・静岡県・三重県にて住宅設備機器・配管資材・各種タイル・石材の販売及びタイル工事の施工、住設工事の施工管理を行っております。

人口減少社会に入ったわが国において、住宅関連市場は長期的に縮小が避けられない状況であります。このような厳しい環境下で、当社グループは、更なる飛躍のために、地域密着型の施工販売会社としての地位を確立するとともに、営業基盤の拡充を図っていくことが課題となっております。

本株式交換により株式会社インテルグローを完全子会社化することで、当社グループとインテルグローグループの営業地域が補完関係にあることを活かし、両グループの工事力や企画力について情報交換を行うとともに、双方が保有する販売チャネルの共有化などによる販売網の拡大に協力することにより、それぞれの収益性の向上を図り、更なる業容拡大、発展を目指してまいります。それらによりお客様の満足度向上を目指し、地域貢献を図ってまいります。

（３）本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の本株式交換契約の内容

①本株式交換の方法

当社及び株式会社インテルグローは、平成25年２月８日（予定）に本株式交換に関する株式交換契約を締結し、平成25年５月１日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社インテルグローを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、株式会社インテルグローについては平成25年３月下旬開催予定の臨時株主総会において承認を受けた上で、平成25年５月１日を効力発生日とする予定であります。

②本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社アベルコ （株式交換完全親会社）	株式会社インテルグロー （株式交換完全子会社）
株式交換に係る割当ての内容	1	19.13
株式交換により発行する新株式数	普通株式：942,833株	

（注１） 株式の割当比率

インテルグローの普通株式1株に対して、当社の普通株式19.13株を割当て交付します。ただし、本件株式取得により当社が保有するインテルグローの普通株式94,713株については、本件株式交換による普通株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうえ、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する当社の株式数等

当社は、本件株式交換により、新たに発行する普通株式942,833株を割当て交付する予定です。なお、株式数は、平成25年２月８日現在のインテルグローの発行済株式総数（144,000株）及び当社が保有する予定のインテルグローの株式数（94,713株）に基づいて算出しており、インテルグローが反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。単元未満株式をＪＡＳＤＡＱにおいて売却することはできませんが、当社の単元未満株

式を保有することとなる株主の皆様においては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(a)単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(b)単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるインテルグローの株主の皆様に対しては、会社法第234条の定めに従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

③その他の本株式交換契約の内容

当社が、株式会社インテルグローとの間で平成25年２月８日に締結いたしました株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

株式会社アベルコ（以下「甲」という。）と株式会社インテルグロー（以下「乙」という。）は、甲を完全親会社、乙を完全子会社とする株式交換に関し、次の通り本株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（株式交換）

第１条 甲および乙は、本契約の定めるところに従い甲を完全親会社とし、乙を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲の有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

（株式交換に際して交付する株式およびその割当）

第2条 甲は、本株式交換に際して、効力発生日（第4条において定義する。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。以下同じ。）に対し、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式19.13株の割合をもって、甲の普通株式を交付する。

2. 前項に定めるところにより甲の普通株式が割り当てられる場合において、本株式交換に際して乙の各株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は当該株主に対し、会社法第234条の規定に従い、金銭（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）を交付する。

（増加すべき資本金および準備金の額）

第3条 本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 資 本 金 金0円

(2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

(3) 利益準備金 金0円

（効力発生日）

第4条 本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年5月1日とする。ただし、本株式交換に係る手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙が協議し合意の上これを変更することができる。

（株式交換承認総会）

第5条 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定により甲の株主総会の決議によって本契約の承認を要することになった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、甲の株主総会において、本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。

2. 乙は、平成25年3月21日開催予定の株主総会において、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を求めるものとする。ただし、本株式交換に係る手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲および乙が協議し合意の上これを変更することができる。

（会社財産の管理等）

第6条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理、運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

2.　前項の規定にかかわらず、甲は、平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、従前の配当政策に伴う範囲内（金融商品取引所が定めるところにより本契約日時点において開示されている中間配当予想額の限度で行う場合を含む。）で、剰余金の配当を行うことができる。

3．乙は、本契約締結日以降、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行なわないものとする。

（本契約の変更）

第7条 本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第8条 本契約は、次の各号に定める場合には、その効力を失う。

(1) 第5条第1項にただし書きに定めるところにより本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、当該承認が得られない場合

(2) 第5条第2項に定める乙の株主総会において、本契約の承認が得られない場合

(3) 効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られない場合

（協議事項）

第9条 本契約に定めなき事項又は本契約の内容に関する疑義が生じた場合は、甲および乙は、誠意をもって協議の上これを決定し、又は解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約正本を2通作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年２月８日

東京都足立区鹿浜三丁目３番３号
甲： 株式会社アベルコ
代表取締役 阿部 一成

愛知県岡崎市竜美台二丁目８番地８
乙： 株式会社インテルグロー
代表取締役 鋤柄 禎彰

（４）本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本件株式交換の株式交換比率算定にあたり、みらいコンサルティング株式会社にインテルグローの企業価値算定を依頼し、その企業価値算定評価報告書を参考としてインテルグローの株式価値の算定をいたしました。当該算定に当たっては、インテルグローが非上場会社であることを考慮し、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法)と類似会社比較法を採用しました。一方、当社の株式価値については、当社が上場会社であることから、平成25年２月６日を基準日として、過去１週間、過去１ヶ月間及び過去３ヶ月間の各々の終値平均値と出来高加重平均値、及び基準日の終値を基準とする市場株価法により算定いたしました。

上記の算定結果及びみらいコンサルティング株式会社よりの交換比率算定書を参考にし、双方協議の上、上記株式交換比率を決定し、平成25年２月８日付で、株式交換契約書を締結いたしました。なお、株式交換比率については、算定の前提となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、当事者間で協議の上、変更する事があります。

（５）本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アベルコ
本店の所在地	東京都足立区鹿浜三丁目３番３号
代表者の氏名	代表取締役社長 阿部 一成
資本金の額	896百万円
純資産の額	現時点では未定です。（連結）
総資産の額	現時点では未定です。（連結）
事業の内容	タイル・住宅設備機器・衛生設備機器・空調機器・管材・輸入石材の卸販売及び設計施工・工事請負

以上